平成25年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成25年11月13日(水)午後3時~午後4時
- 2 場 所 ときわ会館 5階 中ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員
 池田 妙子 委員
 郷野 和子 委員

 伊藤 巖 委員(会長) 齋藤 友之 委員(職務代理)

 宇佐見 香代 委員
 星野 勝太郎 委員

恩田 守雄 委員 渡辺 浩志 委員

- (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
- (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料 の額について
- 6 議事の経過
 - (1) 委員の紹介
 - (2) 事務局職員の紹介
 - (3) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に ついて
 - (4) 閉会

7 審議内容

(1) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

- ① 事務局より配布資料の説明
 - 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」
- ② 委員の意見・質問及び事務局の説明・回答
 - ・ さいたま市の市長、副市長、議員の給料、報酬等の年間支給総額 が市税に占める割合について、平成23年度の状況は資料にありま すが、過去5年間の状況を教えてください。
 - ⇒ 市税については、平成19年度から、ほぼ横ばいの状況が続いて おりますが、その間、特別職の給料等の額は据え置かれるなど、年 間支給総額に大きな変化はございませんので、市税に占める割合に ついても、ほとんど変わっていない状況と推測されます。
 - 市長、副市長に支給されている地域手当とは、どのような性格の 手当なのでしょうか。
 - ⇒ 地域手当とは、国家公務員が勤務する地域における民間給与、物価等の地域間格差を補正する目的で措置されている手当です。具体的には、全国共通の給料表を民間給与等の低い水準に合わせて設計し、首都圏などの民間給与等が高い地域に勤務する職員に対して地域手当を支給することにより、地域間格差を補正しています。地方公務員の場合においては、給与制度は国に準じることを基本としておりますので、給料表を国と同水準にするとともに、地域ごとに国が定めた支給率と同率の地域手当を支給することにより、地域の民間給与等の水準に見合った額を支給することにより、地域の民間給与等の水準に見合った額を支給する仕組みとなっています。さいたま市の特別職については、総理大臣や事務次官等、国の特別職や指定職に準じて地域手当を支給しており、支給率は国が定めた率と同率の12%としています。
 - ・ 資料によれば、さいたま市の議員報酬月額は80万7千円、議員 1人当たりの人口は約2万1千人となっており、政令指定都市の平 均に近い数値となっていますが、埼玉県内の他の市の状況はわかり ますか。例えば、中核市である川越市の状況について教えてくださ い。
 - ⇒ 川越市の議員報酬月額は57万6千円、議員1人当たりの人口は 約9千6百人です。
 - 議員について、報酬の他に支給される費用弁償や政務活動費の額を教えてください。
 - ⇒ 本会議等に出席した場合に支給される定額の費用弁償については、 平成19年に廃止しており、現在は支給しておりません。また、政

務活動費については、1人当たり月額34万円を限度に交付しております。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に ついて

① 意見聴取

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の特別職の給料等の額が適正なものであるかどうか、委員の意見を聴取。

- ・ 特別職の給料等の額を検討する場合においては、他の政令指定都市と比較することが望ましい方法だと思います。本市の特別職の給料等の額や期末手当を含めた年間支給額については、政令指定都市の平均額程度であり、概ね適正な金額であると思われますので、現行の給料等の額については、妥当な額であると考えます。
- ・ 他の政令指定都市との比較、または、本市の財政状況を判断材料 にすると、特に引上げ、引下げの理由が見当たらないと思います。
- ・ 特別職の給料等の年間支給総額が市税に占める割合が政令指定都 市の平均値と比較して高いことや、本市の一般職の給与がここ数年 引き下げられていることを勘案すれば、現行の給料等の額について は、引下げを行うべきではないでしょうか。少なくとも、議員報酬 の額については、引下げを検討してもよいのではないかと考えます。
- ・ 特別職の給料等の額の検討にあたっては、数値のみを取り上げて 審議するのではなく、税収や人口といった市の特徴やこれまでの給 料等の決定の経緯も加味しながら審議するべきかと思われます。
- ・ 議員定数は、これまで削減されてきており、議員1人当たりの人口は増えています。議員の数を減らすことにより、議員報酬の総額は削減されていると考えられることから、議員報酬の額については、据え置きでよいと思われます。
- ・ 前回(平成19年度)の改定は、それまでの一般職の給与改定率の累積値が一定の大きさになったことに伴う引下げであったことを勘案し、平成23年度及び平成24年度の本審議会では、改定を見送ったところです。今年度についても、一般職の給与改定率の累積値の状況に変化はありませんので、昨年度と同様、現段階では改定を要する状況には至っていないと判断すべきであると考えます。
- ② 委員の意見・質問及び事務局の説明・回答
 - 市長等の給料の額と議員報酬の額の改定については、同時期に行 わなければいけないのでしょうか。
 - ⇒ 必ずしも、同じでなければならないということはありません。しかしながら、他の政令指定都市の状況を調べますと、大方の市が同時期に改定を行っております。

(2) 意見集約

当審議会として、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、改定の方向性を市長に報告。

① 会長による各委員の意見集約

各委員の意見を集約いたしますと、現時点ではまだ改定をする時期ではないという意見が大勢を占めています。したがいまして、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、「据え置くことが適当」とし、報告書を作成します。

② 委員の意見異議なし。

(3) 閉会